国際予備審査機関 ＰＨ	フィリピン知的財産庁			附属書 Ｅ ＰＨ
次の受理官庁について管轄する国際予備審査機関	ＰＨ，ＷＳ，ＵＳ[1]			
国際予備審査機関に支払う手数料：				
予備審査手数料（ＰＣＴ規則58）[2]	米国・ドル（USD）	300	150[3]	
追加の予備審査手数料（ＰＣＴ規則68.3）[4]	USD	400	200[3]	
取扱手数料（ＰＣＴ規則57.1）[5]	USD	219		
国際予備審査報告に列記された文献の写しのための手数料（ＰＣＴ規則71.2）	書類１通につき USD	20	10[3]	
写しの入手方法	当該国際予備審査機関は，国際予備審査報告を電子メールで送付する場合，列記された文献の電子形式による写し１通を無料で出願人に提供する。国際予備審査報告を郵送する場合，写しは提供されない。 選択官庁は pct@ipophil.gov.ph に電子メールで請求することによって，写しを無料で利用できる。出願人は上記の手数料を支払う。			
国際出願の一件書類中の文書の写しのための手数料（ＰＣＴ規則94.2）	書類１通につき USD	20	10[3]	
異議申立手数料（ＰＣＴ規則68.3(e)）	USD	400	200[3]	
遅延提出手数料（ＰＣＴ規則13の3.2）	USD	200	100[3]	
国際予備審査手数料の払戻しの条件及び額	過誤又は超過の料金は払い戻す ＰＣＴ規則58.3に規定する場合：100％払戻し 国際出願又は国際予備審査の請求が国際予備審査の開始前に取下げられた場合：100％払戻し			
国際予備審査のために受理する言語	英語			

［次頁に続く］

1 フィリピン知的財産庁は，国際調査をＵＳＰＴＯが実施する（又は実施した）場合に限り，国際予備審査機関として行動する。

2 この手数料は，国際予備審査機関に支払う。

3 出願人が小企業，すなわち資産が１億ペソ（P100M）以下の自然人若しくは法人，又はフィリピン政府の組織，当局，官庁，行政局，行政単位であって，政府が所有又は管理する企業，国立大学及び単科大学，並びに政府が所有又は経営する学校を含むものに該当する場合に適用される。

4 この手数料は，特別の事情がある場合にのみ国際予備審査機関に支払う。

5 この手数料は，国際予備審査機関に支払う。この手数料は，一定の条件が適用される場合に90％減額される（附属書Ｃ（ＩＢ）参照）。

ＰＨ	フィリピン知的財産庁（続き）	ＰＨ
審査しないこととしている対象	ＰＣＴ規則67.1(i)から(vi)までに掲げる対象。ただし，フィリピンの国内特許法の規定に従い特許付与手続において調査されるいずれかの対象を除く。	
国際予備審査機関として行動する当局の管轄権に何らかの制限があるのか？	な　し	
委任状の提出要件の放棄		
国際予備審査機関は，別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？	放棄している[6]	
別個の委任状が要求される特別の状況	当該官庁が，代理人が選任した復代理人，若しくは共通の代表者が選任した新たな代理人から通告又は通知を受領した時；又は，当該官庁が，出願人により以前に選任された代理人若しくは共通の代理人に代わって，出願人により選任された代理人若しくは共通の代表者から通告又は通知を受領した時；又は，当該官庁が，願書様式に記載されていなかった追加出願人の氏名若しくは名称を提出する代理人又は共通の代表者から通告又は通知を受領した時	
国際予備審査機関は，包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？	放棄している[6]	
包括委任状の写しが要求される特別の状況	当該官庁が，代理人が選任した復代理人，若しくは共通の代表者が選任した新たな代理人から通告又は通知を受領した時；又は，当該官庁が，出願人により以前に選任された代理人若しくは共通の代理人に代わって，出願人により選任された代理人若しくは共通の代表者から通告又は通知を受領した時；又は，当該官庁が，願書様式に記載されていなかった追加出願人の氏名若しくは名称を提出する代理人又は共通の代表者から通告又は通知を受領した時	

6　国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合（ＰＣＴ規則90の2.1から90の2.4；国際段階の11.048項も参照），委任状の要件の放棄は適用されない（ＰＣＴ規則90.4(e)及び90.5(d)）。